なお、別枠加算について廃止すべきとの議論[12]があるが、別枠加算は、地方の巨額の財源不足に対して、法定率の引上げで対応できない中で設けられた措置であることに留意する必要がある。

（臨時財政対策債の発行抑制）

臨時財政対策債の残高は、平成13年度の創設以来、一貫して増加している。地方の安定的な財政運営に必要な一般財源を確保しつつも、将来の財政負担が過大とならないよう、臨時財政対策債の発行を抑制していく努力を続けていくべきである。

2　地方税のあるべき姿に向けた地方法人課税の見直し

⑴　地方税のあるべき姿

地方税源は、地方財政の基盤である。安定した財政基盤のためには、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する必要がある（資料11、資料12）。地方税は、地方自治体の提供する行政サービスの対価を、その受益者が広く公平に分かち合うものであり、応益課税の考え方が特に重要である。法人もその事業活動において、社会保障、治安、インフラ等の地方自治体の行政サービスから受益していることはいうまでもない。地方法人課税の改革にあたっては、このような地方税の原則に沿って検討していくべきである。

⑵　法人実効税率のあり方

（法人課税と地方財源）

わが国においては、国・地方を通じた厳しい財政状況の中、社会保障の安定財源の確保と、財政の健全化を同時に達成する観点から、社会保障・税一体改革を推進していくことが求められている。

さらに、地方交付税原資分も含めれば、国・地方を通じた法人課税による税収の６割強が地方財源（資料13）である。

このような状況を踏まえれば、法人税改革に当たっては、単なる税率の引下げによる減税を行うことは不適当であり、税収中立を確保すべきである。このため、法人実効税率[13]を引き下げるのであれば、課税ベースの拡大等により、法人課税の中で財源を確保する必要がある。むろん、償却資産に対する固定資産税など他の地方税を軽減する余裕はない。

（外形標準課税の拡充）

こうした観点から、法人実効税率の引下げを地方税において検討するのであれば、かねてから政府税制調査会等で指摘されてきた法人事業税の外形標準課税[14]（資料14）の拡充を実施すべきである。

外形標準課税は、法人事業税の性格の明確化、税負担の公平性の確保、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化・経済構造改革の促進などの重要な意義を有する。特に、法人所得に対する税負担を軽減する一方、黒字・赤字に関わらず、付加価値等に対して課税するものであることから、頑張った企業が報われる税制である（資料15）。その拡充は、地域経済を牽引する企業の努力を後押しし、地域経済の活性化等を通じて我が国の経済成長を図るアベノミクスの方向性と両立する改革である。

付加価値割の拡大は、賃金や雇用に悪影響を及ぼすのではないかという指摘があるが、付加価値割は、報酬給与額が増加しても単年度損益と相殺されることにより税額が一定しており（資料16）、雇用安定控除（資料17）も講じられている。

なお、法人税等の所得の計算上損金に算入されている法人事業税、固定資産税等について、課税ベースを拡大するため損金不算入とすべきという議論もあるが、行政サービスに対する対価という法人事業税、固定資産税等の性格を踏まえると、その見直しは慎重に行うべきである。

⑶　地方法人課税の偏在是正

地方消費税率の引上げにより、不交付団体の財源超過額が拡大し、不交付団体と交付団体間の財政力格差が拡大することから、偏在是正のための措置が必要である。その際、国の消費課税と地方の法人課税の税源交換を基本的な目標とすることや今回の税制抜本改革における当面の方策についてとりまとめた昨年11月22日の当審議会意見[15]を踏まえるべきである。

平成26年度税制改正では、消費税率８％段階において、法人住民税法人税割の一部を国税化し、交付税原資化するとともに、地方法人特別税・譲与税の規模を縮小し、法人事業税に復元させるという見直しを行った。これらの改正内容は、これまで当審議会が述べてきた地方法人課税のあり方に関する見直しの方策に沿ったものであり、評価すべきものである。

さらに、消費税率10％段階の方策については、平成26年度与党税制改正大綱において、「法人住民税法人税割の地方交付税原資化を更に進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う」とされており、これを踏まえてさらなる偏在是正方策を検討する必要がある。

3　財政健全化のための地方のマネジメント強化

地方財政を健全化するためには、地方財政の透明性、予見可能性を高め、財政のマネジメントを強化する必要がある。

⑴　公共施設の総合的な管理による老朽化対策の推進

今後、大量の公共施設等の更新時期が到来することが見込まれる中で、人口減少・少子高齢化等により、公共施設等の利用需要は変化していく。また、環境面への配慮や地域文化の継承という観点から、できるだけ現在の公共施設等を活かしていく工夫も必要である。

地方自治体は、公共施設等の全体を把握し、計画的な更新・統廃合・長寿命化などにより財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが求められる。

国は、このような地方自治体の取組を支援し、各地方自治体においてできる限り早期に公共施設等総合管理計画[16]が策定されるよう取り組む必要がある。

⑵　地方公会計の整備促進

住民や議会のチェックが働くよう、複式簿記・発生主義といった企業会計の考え方及び手法を参考として、財政状況をわかりやすく開示していくことが重要である。このため、今般策定された統一的な基準[17]による全団体で比較可能な財務書類の作成や、固定資産台帳の整備等の取組を進める必要がある。このような地方公会計の整備は、いまや地方自治体の標準装備とも言うべきものである。

国は、固定資産台帳の整備や財務書類の作成に係る地方自治体の事務負担や財政負担を軽減するとともに、システム整備の重複投資等を回避するため、地方共同法人の活用も視野に入れつつ、地方自治体共通のシステムを一括整備するべきである。

⑶　公営企業会計の適用拡大

的確な経営情報の把握・分析、企業間での経営状況の比較等を可能とするため、官庁会計方式で運営されている地方公営企業について、地方公営企業法の財務規定等を適用（公営企業会計を適用）することが重要である。特に、施設の老朽化が進み、更新等の必要性の高まりが顕著である簡易水道事業及び下水道事業については、公営企業会計の適用を促進する必要がある。

⑷　行政のＩＣＴ化

現在、国・地方を通じた情報システムの改革として、自治体情報システムのクラウド化、クラウド導入に合わせた自治体業務の標準化など、様々な改善が進められている。これらの取組は、地方自治体の業務改革を通じて新たな行政需要への対応や行政サービスの向上を可能にするとともに、情報システムの運用コストの削減を通じて地方財政の健全化にも資するものである。このため、国は、引き続き強力に推進していく必要がある。

おわりに　～強固な地方財政基盤の構築を～

地方自治体は、家族やコミュニティの機能を補強しながら、住民生活を保障していく大きな使命を担っている。地方自治体が多様な行政サービスを、自発的に判断し持続的に提供することにより、地域の自治が維持され、地域の元気づくりにもつながる好循環をつくることが可能になるのである。